

経済産業省

20220803保第1号  
令和4年8月17日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

経済産業大臣 西村 康稔

家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づく要請

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、別紙のとおり表示の標準となるべき事項を変更することを要請します。



家庭用品品質表示法 電気機械器具品質表示規程（エアコンディショナー及び換気扇）  
に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

## 1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

## 2. 改正趣旨

令和4年5月に、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号。以下「基準」という。）」の区分名等が改正されたことを踏まえ、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「電気機械器具品質表示規程（以下「電気規程」という。）」のエアコンディショナーに表示すべき事項に関し、基準を引用している箇所の規定等について、今般、所要の改正を行うものである。

また、電気規程の換気扇に表示すべき事項に関し、風量を「毎分」の単位で表示することとしているところ、現行の建築基準法における換気量の算出及び建築設備設計基準における換気回数においては「毎時」の単位で算出や表示が行われているため、消費者にとって分かりづらい表示となる事例が確認されていることを踏まえ、今般、当該単位を「毎時」にするよう、規定の所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）。

## 3. 改正内容

### (1) 電気規程「エアコンディショナー」

#### ① 区分名の表示区分を変更

電気規程別表第二 一 (二) 区分名の表示区分について、ユニットの形態、冷房能力、仕様（寒冷地仕様、寒冷地仕様以外）の3要素で区分分けを行い10区分にする。

区分名	ユニットの形態	冷房能力	仕様
I		2.8kW以下	寒冷地仕様以外のもの

II	直吹き形で壁掛け形 のもの		寒冷地仕様のもの
III		2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの
IV			寒冷地仕様のもの
V	直吹き形で壁掛け形 のもの以外の分離形 のもの	3.2kW 以下	—
VI		3.2kW 超 4.0kW 以下	—
VII		4.0kW 超 28.0kW 以下	—
VIII		4.0kW 以下	—
IX	マルチタイプのもの	4.0kW 超 7.1kW 以下	—
X		7.1kW 超 28.0kW 以下	—

## ②日本産業規格の変更

電気規格別表第二 一 (一)、(三) 及び (四) 測定方法等について、引用している日本産業規格が明確になるように日本産業規格の年号を追記する。なお、日本産業規格の年号を追記することに伴う表示の変更はない。

## (2) 電気規格「換気扇」

電気規格別表第二 十二 (二) 風量の表示について、「毎分」を「毎時」に変更する。

## 4. 今後の予定

令和5年1月に改正告示の公布及び施行を予定である。

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和5年12月31日までの間にエアコンディショナー及び換気扇に表示するものについては、なお従前の例によることができることとする予定である。

## 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二(第二条関係)

一 エアコンデিশヨナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本産業規格B八六一五―一・二〇一三(エアコンデিশヨナー第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格C九六一二・二〇一三(ルームエアコンデিশヨナー)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、仕様欄に同じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

改正前

別表第二(第二条関係)

一 エアコンデিশヨナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本産業規格B八六一五―一(エアコンデিশヨナー第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格C九六一二(ルームエアコンデিশヨナー)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に同じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

ユニットの形態		冷房能力		仕様		区分	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		二・八キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		I	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		二・八キロワット超・二十八・〇キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		II	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		三・二キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		III	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		三・二キロワット超		寒冷地仕様以外のもの		IV	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		V	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット超		寒冷地仕様以外のもの		VI	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット超		寒冷地仕様以外のもの		VII	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		VIII	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット超		寒冷地仕様以外のもの		IX	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		七・一キロワット以下		寒冷地仕様以外のもの		X	
直吹き形で壁掛け形のもの以外（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		七・一キロワット超		寒冷地仕様以外のもの		XI	

ユニットの形態		冷房能力		室内機の寸法タイプ		区分	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		三・二キロワット以下		寸法規定タイプ（室内機の横幅寸法八百ミリメートル以下かつ高さ二百九十五ミリメートル以下のものをいう。以下同じ。）		A	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		三・二キロワット超		寸法フリータイプ（寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。）		B	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット以下		寸法規定タイプ		C	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		四・〇キロワット超		寸法フリータイプ		D	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		五・〇キロワット以下		寸法フリータイプ		E	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		五・〇キロワット超		寸法フリータイプ		F	
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）		六・三キロワット以下		寸法フリータイプ		G	

二十八・〇キロワット  
以下

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本産業規格B八六一五―一・二〇一三(エアコンデিশヨナー第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格C九六一二・二〇一三(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合)は、表示値が一キロワット以下の

直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	六・三キロワット超 二十八・〇キロワット 以下		G
マルチタイプのものであつて室内機の運転を個別制御するものを除く。)	三・二キロワット以下		H
	三・二キロワット超		I
	四・〇キロワット以下		J
	四・〇キロワット超		K
	七・一キロワット以下		L
	七・一キロワット超		M
	二十八・〇キロワット 以下		

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデিশヨナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本産業規格B八六一五―一(エアコンデিশヨナー第一部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法)及び日本産業規格C九六一二(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合)は、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラ

ときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本産業規格C九六一二・二〇一三(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

〔(五)〕(七) 略  
〔二〕十一 略

## 十二 換気扇

(一) 略

(二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本産業規格C九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎時の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。

〔(三)〕(五) 略  
〔十三〕十六 略

ス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本産業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

〔(五)〕(七) 同上  
〔二〕十一 同上

## 十二 換気扇

(一) 同上

(二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本産業規格C九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎分の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。

〔(三)〕(五) 同上  
〔十三〕十六 同上

備考 表中「」の記載は注記である。





## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

### (経過措置)

2 令和 年 月 日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。